

～70歳以上の運転者の方へ～

令和8年10月1日から高齢者講習等の予約方法が変わります

70歳以上の方が運転免許を更新する場合、更新手続の前に高齢者講習を受ける必要があります、75歳以上の方は、高齢者講習のほか、認知機能検査を受ける必要があります。

高齢者講習や認知機能検査を受けてから、更新手続を行ってください。

また、75歳以上の方で過去3年間に信号無視等の一定の違反歴がある方は、運転技能検査の受検も必要（普通自動車を運転できる運転免許証を保有している方に限る。）となり、同検査に合格できない場合は、免許証の更新はできません。（不合格の際は、再受検可能）

高齢者講習や認知機能検査を受ける人は、今まで日時場所を指定した通知書を発送していましたが、令和8年10月1日からは、御自身で予約をしていただくこととなります。

高齢者講習や認知機能検査を受けられる時期になりましたら、お手元に「通知ハガキ」が届きますので、その「通知ハガキ」に記載された二次元コードや電話番号から御予約をお願いします。

◎ 受講（検）方法

・ 70～74歳の方

誕生日の5か月前頃に「通知ハガキ」が届きます。

「通知ハガキ」に、予約用二次元コード及び電話予約ナビダイヤルが記載されていますので、どちらかから御自身で予約し、受講してください。

・ 75歳以上の方（運転技能検査の対象でない方）

誕生日の5か月前頃に「通知ハガキ」が届きます。

「通知ハガキ」には、予約用二次元コード及び電話予約ナビダイヤルが記載されていますので、御自身で認知機能検査及び高齢者講習を予約し、両方を受検・受講してください。

高齢者講習は、2時間の講習です。（普通自動車対応免許以外のもののみをお持ちの方は、1時間講習（実車指導なし）です。）

・ 75歳以上の方（運転技能検査対象の方）

誕生日の5か月前頃に「通知ハガキ」が届きます。

「通知ハガキ」には、予約用二次元コード及び電話予約ナビダイヤルが記載されていますので、御自身で認知機能検査及び高齢者講習を予約し、両方を受検・受講してください。

運転技能検査に合格しますと、続けて同じ場所で1時間の高齢者講習の受講となります。

問合せ先

群馬県警察本部交通部運転管理課高齢運転者支援室

0570-015054

平日 9:00～17:00（12:00～13:00を除く）